

No. 1063 (2019. 6.27)

米英仏独の軍事司法制度の概要

はじめに

I 米国の軍事司法制度

II 英国の軍事司法制度

III フランスの軍事司法制度

IV ドイツの軍事司法制度

おわりに

キーワード：軍事司法制度、軍事裁判所、軍法会議、米国、英国、フランス、ドイツ

- 軍人等を対象とする特別な刑事司法制度を設けている欧米の主要な国として、米国、英国、フランス及びドイツの4か国を対象とし、根拠法、審理の対象となる者及び犯罪、審理を行う裁判所等の手続及び組織、上訴などの基本的な事項の概要をまとめ、併せて軍人の懲戒制度の概要を整理した。
- 本稿で対象とした4か国の制度を比較すると、各国で一様ではない。米国及び英国の制度は大枠において似た制度であるが、米国では裁判官と陪審員の両者が軍人であるのに対して、英国では裁判官は文民である。平時のフランスとドイツでは軍事裁判所等は設置されず、軍人等を対象とする裁判は一般の裁判所が審理するが、フランスでは、裁判の手続に国防大臣や軍人による一定の関与がある。

国立国会図書館 調査及び立法考査局

外交防衛課 きゅうこ さとみ はやし しゅんすけ 久古 聡美・林 瞬介

第1063号

はじめに

諸外国には、軍の秩序、士気、規律等を維持するため、軍人等が行った犯罪を審理するに当たり、軍務に係る犯罪を規定する特別刑法、軍人等を対象とする裁判を管轄する特別裁判所、裁判の審理のための特別規定等、一般の刑事司法制度とは異なる制度を設けている国がある。

本稿では、こうした軍人等を対象とする特別な刑事司法制度（以下「軍事司法制度」という。）を設けている欧米の主要な国として、米国、英国、フランス及びドイツの4か国を対象とし、根拠法、審理の対象となる者及び犯罪、審理を行う裁判所等の手続及び組織、上訴などの裁判の手続の基本的な事項の概要をまとめた。また、軍事司法制度と併せて軍の秩序、士気、規律等を維持するために設けられている軍人の懲戒制度の概要を整理した。末尾に4か国の軍事司法制度を比較し、各国の軍事司法制度の概要をまとめた表を付した。

なお、本稿の記述は、主として、軍人等を対象とした特別な制度を対象とし、軍人等が一般の人と同じ裁判所で審理される場合の制度については説明の上で必要な範囲にとどめた。

I 米国の軍事司法制度

1 根拠法

米国の軍事司法制度については、統一軍事司法法典（Uniform Code of Military Justice: UCMJ）¹に定められている。軍事裁判所（Court-Martial）²の管轄権や構成、審理手続、審理の対象となる犯罪と刑罰といった事項に関する規定が置かれている。その詳細は、軍事裁判所便覧（Manual for Courts-Martial: MCM）³に定められている。

2 審理の対象となる者及び犯罪

米国の軍事裁判所の審理の対象となる者は、主として軍人であるが、軍に拘束されている捕虜や戦争が宣言されているとき⁴又は不測事態作戦⁵のときに従軍している文民等も対象となり得る（UCMJ 第2条。以降第I章においては、条番号はUCMJの条を指す。）。UCMJは全ての

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2019年6月20日である。

¹ UCMJは合衆国法典の第10編第801条～第946a条に当たる。

² “Court-Martial”という用語は軍法会議と訳されることもあるが、本稿では軍事裁判所と訳す。

³ Department of Defense, *Manual for Courts-Martial, United States*, 2019 Edition. Joint Service Committee on Military Justice Website <[https://jsc.defense.gov/Portals/99/Documents/2019%20MCM%20\(Final\)%20\(20190108\).pdf?ver=2019-01-11-115724-610](https://jsc.defense.gov/Portals/99/Documents/2019%20MCM%20(Final)%20(20190108).pdf?ver=2019-01-11-115724-610)> MCMの第2部（Part II）には、軍事裁判所規則（Rules for Courts-martial: RCM）が収録されている。なお、RCMの内容は大統領が発出した行政命令（Executive Order）により規定されている。行政命令は、正統な権限に基づき発出される等の条件を満たす場合において、「法の効力を有する」可能性があるとして解釈されている。行政命令の効力について、次の文献を参照。中村絢子「アメリカ大統領のユニラテラルな（単独での）政策実現手段—大統領令を中心に—」『21世紀のアメリカ—総合調査報告書—』（調査資料 2018-3）国立国会図書館調査及び立法考査局，2019，pp.25-40。<http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11254533_po_20180304.pdf?contentNo=1>

⁴ 合衆国憲法第1条第8節第11項により、連邦議会は戦争を宣言する権限を有する。

⁵ 不測事態作戦（contingency operation）とは、米国の敵又は敵対的な軍隊に対して国防長官が計画する軍事作戦等、及び、戦争の宣言又は大統領若しくは連邦議会による国家非常事態の宣言のときに現役軍人等に対して実施が命じられる軍事作戦を指す（合衆国法典第10編第101条(a)(13)）。例えば、2001年以降におけるアフガニスタンやイラクでの米軍の軍事作戦もこれに該当する。

場所において適用される（第 5 条）。国内外で犯罪を行った全ての者が UCMJ の規定に基づき審理の対象となる。

審理の対象となる犯罪としては、職務放棄（第 85 条）、士官⁶による官吏⁷に対する侮辱（第 88 条）、上位の士官への故意の不服従（第 90 条）、利敵行為（第 103b 条）といった軍務に係る犯罪に加えて、謀殺⁸（第 118 条）、強姦（第 120 条）といった一般刑法上の犯罪も規定されている。また、UCMJ に特に明記されていなくても、軍の秩序と規律を乱す又は無視する行為、軍の信用を失墜させる行為、その他の重大でない犯罪については、軍事裁判所の審理によって罪に問えることが規定されている（第 134 条）⁹。軍と一般のどちらの組織が訴追等を行うかに係る方針は、司法省と国防省の覚書¹⁰にその大枠が取り決められている。

3 軍事裁判所の手続及び組織

軍事裁判所は、UCMJ に服する者によって犯罪が行われた場合に、大統領及び国防長官のほか、部隊の司令官等が設置することができる（第 22 条～第 24 条）。

軍事裁判所には、科すことのできる刑罰の重い順に、一般軍事裁判所（General Court-Martial）、特別軍事裁判所（Special Court-Martial）、略式軍事裁判所（Summary Court-Martial）の 3 つの種類がある。

一般軍事裁判所は、UCMJ に服する全ての者のあらゆる犯罪を審理することができる。死刑を含むいかなる刑罰をも科すことが可能である。また、戦争犯罪者¹¹に対しては一般軍事裁判所が管轄権を有することとされている（第 18 条）。

特別軍事裁判所は、UCMJ に服する全ての者の重大でない犯罪を審理することができる。死刑、不名誉除隊（dishonorable discharge）、免職などの刑罰は科すことができず、刑罰の上限は、1 年の禁固、3 か月の重労働等である（第 19 条）。

略式軍事裁判所は、UCMJ に服する者のうち士官及び士官候補生を除く者の重大でない犯罪を審理することができる。死刑、不名誉除隊又は不行跡除隊（bad-conduct discharge）、免職などの刑罰は科すことができず、刑罰の上限は、特別軍事裁判所よりも更に低く、1 か月の禁固、45 日間の重労働等である。被告は、略式軍事裁判所での審理を拒否する権利を有し、拒否した場合は、一般軍事裁判所又は特別軍事裁判所で審理される（第 20 条）。

各裁判所の組織構成について、一般軍事裁判所は 1 名の軍事裁判官（military judge）と 8 名の陪審員（member）（重大な犯罪の場合は 12 名）、又は、1 名の軍事裁判官のみで構成される

⁶ 士官（commissioned officer）とは、少尉以上の階級の軍人を指して用いられることが多いが、UCMJ ではこれに准士官（commissioned warrant officer）を含むこととされている（第 1 条）。

⁷ 官吏（officials）とは、大統領、副大統領、連邦議会、国防長官、州知事、州議会等を指す（第 88 条）。

⁸ 謀殺（murder）とは、殺人罪の 1 つで、事前の計画をもって行われた不法な殺人を指す。

⁹ なお、州法上の犯罪も UCMJ 第 134 条の下で訴追され得る。David A. Schlueter, *Military Criminal Justice: Practice and Procedure*, 10th ed., Matthew Bender & Co., 2018, § 2-6(D).

¹⁰ Memorandum of Understanding between the Departments of Justice and Defense Relating to the Investigation and Prosecution of Certain Crimes, August 1984. Department of Justice Website <<https://www.justice.gov/jm/criminal-resource-manual-669-prosecution-military-personnel>> 例えば、軍事施設の中で行われた犯罪であって、それが全て UCMJ に服する者によって行われた場合には軍が訴追し、UCMJ に服さない者が含まれていると信じるに足る合理的な理由がある場合には司法省に即時に通告することなどが取り決められている。覚書には、取決め内容が硬直的であることは望ましくないとし、非公式の取決めや合意も許容されることが記されている。

¹¹ 戦時国際法によって裁かれる犯罪を行った者。

(第 16 条、第 25a 条、第 29 条)。特別軍事裁判所は、1 名の軍事裁判官と 4 名の陪審員、又は、1 名の軍事裁判官のみで構成される(第 16 条)。軍事裁判官には、連邦裁判所又は州の最高裁判所で法曹として活動する資格を有する軍の士官で、かつ、その者が属する軍種¹²の法務総監(Judge Advocate General)¹³によって軍裁判官としての資格を認定された者が就く(第 26 条)。陪審員には、現役の軍人(士官、准士官(被告が士官の場合を除く。))又は下士官(被告が士官又は准士官の場合を除く。))が就く¹⁴。略式軍事裁判所は、1 名の士官で構成される(第 16 条)。

4 再審査及び上訴

軍事裁判所の判決に死刑、士官又は士官候補生の免職、不名誉除隊又は不行跡除隊、2 年以上の禁固を科すことが含まれる場合には、各軍種に設置される刑事上訴裁判所(Court of Criminal Appeals)が自動的に再審査する。軍事裁判所の判決について不服があり、自動的な再審査の対象ではないが、判決に 6 か月以上の禁固を科すことが含まれるなど一定の条件を満たす場合、被告は、刑事上訴裁判所に上訴することができる(第 66 条)。

刑事上訴裁判所の判決に死刑を科すことが含まれる場合、各軍種の法務総監が特に命じた場合又は被告の申立てにおいて正当な理由が示された場合は、軍上訴裁判所(Court of Appeals for the Armed Forces)が更に再審査する(第 67 条)。

軍上訴裁判所の決定について不服がある場合、被告は、連邦最高裁判所(Supreme Court)に上訴の申立てを行うことができる。連邦最高裁判所は自らの裁量によって上訴を受理するか否かを決定する(第 67a 条)。

刑事上訴裁判所は、3 名以上の上訴軍事裁判官(appellate military judge)で構成される。上訴軍事裁判官は、連邦裁判所又は州の最高裁判所で法曹として活動する資格を有する軍の士官又は文民で、かつ、各軍種の法務総監によって上訴軍事裁判官としての資格を認定された者が就く(第 66 条)。軍上訴裁判所は、5 名の文民の裁判官で構成される。軍上訴裁判所の裁判官は、大統領の指名及び連邦議会上院の助言と承認を得て就く(第 142 条)。

5 軍人の懲戒制度

UCMJ には、司令官による「非司法的処罰」(non-judicial punishment)に関する規定も置かれている。軍人による軽微な犯罪に対して、司令官は、対象者の同意を得て、軍事裁判所での審理によらずに処分を科すことができる。処分の上限は、士官かそれより下位の兵士かによって異なる。例えば、士官より下位の兵士に対しては、14 日間の外出制限、14 日間の業務加重(雑役等)、7 日間分の給与の没収などである。処分の対象者は、非司法的処罰ではなく、軍事裁判所による審理を要求することもできる(第 15 条)。

非司法的処罰による処分について不服がある場合、処分の対象者は、処分を科した司令官の

¹² 陸軍、海軍、空軍といった軍隊の種類のこと。

¹³ 法務総監は、陸軍、海軍、空軍のほか、沿岸警備隊(海軍の一部門として作戦に参加している場合を除く。)に置かれている(第 1 条)。法務総監は、国防省の各軍部門(陸軍省、海軍省、空軍省)の長官等に対して法的助言を行う役割を担う。連邦裁判所又は州の最高裁判所で法曹として活動する資格を有する軍の士官の中から指名される。

¹⁴ Department of Defense, *op.cit.*(3), Rules for Courts-martial, Rule 502(a)(1), p.II-50.

1つ上位にある権限者に不服の申立てを行うことができる（第15条）。

また、非司法的処罰とは別に、「行政的処分」（administrative action）を行う制度がある¹⁵。司令官は、軍人による犯罪等に対して、非司法的処罰又は軍事裁判所による処分とは別に、「行政的処分」を科すことができる。「行政的処分」は軍人の行動等の矯正を目的としたものであり、科すことができる処分として、叱責（reprimand）などがある。

II 英国の軍事司法制度

1 根拠法

英国の軍事司法制度については、2006年軍隊法（Armed Forces Act 2006）¹⁶に定められている。審理の対象となる犯罪と刑罰、軍が設置する裁判所等の管轄権、審理手続といった事項に関する規定が置かれている。その詳細は、軍務法便覧（Manual of Service Law, JSP 830）に記載されている¹⁷。

2 審理の対象となる者及び犯罪

軍が設置する裁判所の審理の対象となる者は、主として軍務法（service law）¹⁸に服する軍人である。現役の軍人は常時軍務法に服することとされている（2006年軍隊法第367条。以降第II章においては、条番号は特に記載のない限り2006年軍隊法の条等を指す。）。また、軍の航空機及び艦船の乗組員、軍の管理下にある者、指定地域内で軍を支援する業務に就く政府の公務員（Crown servant）などの一部の文民は、軍務規律（service discipline）に服することとされ（第370条及び附則15）、2006年軍隊法に規定される犯罪の一部（略奪、犯罪のほう助等）に対して軍が設置する裁判所の管轄権が及ぶ。

審理の対象となる犯罪として、利敵行為（第1条）、職務放棄（第8条）、適法な命令への不服従（第12条）等の軍務に係る犯罪が主として規定されているが、一般刑法で刑罰を科し得る行為等¹⁹も犯罪行為（criminal conduct）（第42条）として規定されている。

英国内で行われた軍務に係る犯罪以外の犯罪については、一般の裁判所と軍が設置する裁判所が共に管轄権を行使し得る²⁰。一般と軍のどちらの組織が訴追等を行うかに係る方針は、公

¹⁵ *ibid.*, Rules for Courts-martial, Rule 306(c)(2), p.II-28. なお、「行政的処分」については、行政的解雇（administrative separation）も科すことができるなど、必ずしも軽い処分のみではない。

¹⁶ 2006年軍隊法は5年間を限度として枢密院令により継続させることができるとされ、5年ごとに2006年軍隊法を継続させるとともに改正を加える法が改めて制定されてきている。

¹⁷ 軍務法便覧は全3巻から成り、国防省が定める統合軍務文書（Joint Service Publication: JSP）の1つとして収録されている。次のウェブサイトから3巻へのアクセスが可能である。Ministry of Defence, “Manual of service law (MSL),” Joint Service Publication (JSP) 830. GOV.UK Website <<https://www.gov.uk/government/collections/manual-of-service-law-msl>> なお、軍務法便覧は、2006年軍隊法に関する指針や手引を記したもので、法令によって定められた文書ではない。

¹⁸ 軍務法（service law）とは、2006年軍隊法を始めとする、軍人等の権利や義務を統制する法を言う。“Background and Change.” Service Prosecuting Authority Website <http://spa.independent.gov.uk/test/about_us/index.htm>

¹⁹ イングランド及びウェールズの法によって刑罰を科し得る、又は、イングランド及びウェールズで行われていた場合には刑罰を科し得る行為、不作為等。

²⁰ Ministry of Defence, *Manual of Service Law (MSL)*, Joint Service Publication (JSP) 830, vol.1, chapter 3, 31 January 2011, p.1-3-20, para.50; Louisa Brooke-Holland, “The Military Justice System: An Introduction,” *House of Commons Library, Standard Note*, SN06823, 7 May 2014, p.4. <<http://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/SN06823/SN06823.pdf>>

訴局長官、軍訴追局長官及び国防省の間の協定²¹等に取り決められている。ただし、謀殺や強姦といった一般刑法上の特定の犯罪については、通常は一般の裁判所が審理する²²。

3 軍事裁判所の手続及び組織

軍務法又は軍務規律に服する者による犯罪を審理する裁判所等として、軍事裁判所 (Court Martial)、略式審問 (Summary Hearing)、軍務文民裁判所 (Service Civilian Court) の3つの種類がある。

軍事裁判所は、英国内外を問わずいかなる場所にも設置し得る (第154条)。軍事裁判所では、軍務法又は軍務規律に服する者によるあらゆる犯罪を審理することが可能であり (第50条)、主として重大な案件が審理される²³。無期懲役、不名誉免職 (dismissal with disgrace) 等を含む重い刑罰をも科すことが可能である。

略式審問は、軍務法に服する者による犯罪について、部隊の司令官が審理する手続である (第52条)。軍務に係る犯罪の多くに加え、一般刑法上の犯罪の一部 (窃盗、規制薬物の所持、攻撃・暴行など) を審理することができる (第53条及び附則1)²⁴。司令官が科すことのできる刑罰には上限が設けられており (第132条)、拘留 (detention) については、権限の拡大を認められた特定の司令官による場合は90日間、それ以外の場合は28日間である (第133条)。被告は、略式審問ではなく、軍事裁判所での審理を選択する権利を有する (第129条)。

軍務文民裁判所は、英国内外を問わずいかなる場所にも設置し得る (第277条)。軍務規律に服する者がブリテン諸島 (英国本土及び英国の王室属領²⁵) の外部で行った、正式起訴手続によらなければならない一般刑法上の重大な犯罪を除く犯罪を審理することができる (第51条)。刑罰の上限は、禁固 (imprisonment) については、1つの犯罪に対して12か月間である (第283条)。

各裁判所等の組織構成について、軍事裁判所は、通常は1名の法務官 (judge advocate) 及び3名以上5名以下の陪審員 (lay member) によって構成される (第155条)。法務官は文民であり、大法官 (Lord Chancellor)²⁶によって指名される (第362条及び1968年軍事裁判所 (上訴) 法 (Courts-Martial (Appeals) Act 1968) 第30条)。陪審員としては、被告が軍人の場合は同じ軍種の軍人が就き、被告が文民の場合は文民が就く²⁷。略式審問は、被告が所属する部隊の司令官1名によって行われる (2006年軍隊法第124条)。軍務文民裁判所は、法務官1名のみで構成される (第278条)。

²¹ “Protocol on the exercise of criminal jurisdiction in England and Wales between the Director of Service Prosecutions and the Director of Public Prosecutions and the Ministry of Defence.” Ministry of Defence, Service Prosecuting Authority Website <http://spa.independent.gov.uk/linkedfiles/spa/test/about_us/publication_scheme/20111007-juris_eng_and_wales.pdf> 軍務法に服する者のみによって行われた犯罪であって、それが文民の身体又は財産に影響を及ぼす場合は一般の裁判所が、それが文民の身体又は財産に影響を及ぼさない場合は軍の裁判所が、それぞれ通常は審理し、また、軍務法に服する者と文民の双方によって行われた犯罪である場合は一般の裁判所が通常は審理することなどが取り決められている。

²² Ministry of Defence, *op.cit.*(20), para.51.

²³ Brooke-Holland, *op.cit.*(20), pp.5-6.

²⁴ 軍務に係る重大な犯罪 (利敵行為、職務放棄、反逆など) 及び一般刑法上の重大な犯罪 (謀殺、重度の性犯罪など) は、略式審問で取り扱うことはできず、軍事裁判所のみで審理される。Ministry of Defence, *op.cit.*(20), vol.1, chapter 6, 31 January 2011, p.1-6-11, para.23.

²⁵ 英国の王室に属する、ブリテン島の周辺にある3つの地域 (ジャージー代官管轄区、ガーンジー代官管轄区及びマン島) のこと。

²⁶ 内閣の閣僚の1つで、司法省 (Ministry of Justice) の長。

²⁷ Ministry of Defence, *op.cit.*(20), vol.2, chapter 28, 14 January 2014, p.2-28-6, paras.13-14.

4 再審査及び上訴

軍事裁判所の判決については、それが一般刑法上の犯罪に関する判決であって、不当に寛容な内容であると法務総裁 (Attorney General)²⁸がみなした場合等に、再審査のために軍事裁判上訴裁判所 (Court Martial Appeal Court) に付託することができる (第 273 条)。

軍事裁判所の判決に不服がある場合、被告は、軍事裁判上訴裁判所に、また、更に軍事裁判上訴裁判所の判決に不服がある場合、最高裁判所 (Supreme Court) に、それぞれ上訴することができる (1968 年軍事裁判所 (上訴) 法第 8 条及び同第 39 条)。

略式審問については、被告は、その決定に不服がある場合、略式上訴裁判所 (Summary Appeal Court) に上訴することができる (2006 年軍隊法第 141 条)。略式上訴裁判所の判決に不服がある場合、被告は、高等法院 (High Court)²⁹に上訴することができる (第 149 条)。

軍務文民裁判所については、被告は、その判決に不服がある場合に、軍事裁判所に上訴することができる (第 285 条)。

軍事裁判上訴裁判所は、2 名又は 3 名以上の裁判官で構成される (1968 年軍事裁判所 (上訴) 法第 5 条)。軍事裁判上訴裁判所の裁判官は、文民であり、一般の裁判所である控訴院 (Court of Appeal) 等の裁判官等が就く (同第 2 条)。略式上訴裁判所は、1 名の法務官と 2 名の士官又は准士官で構成される (2006 年軍隊法第 142 条)。

5 軍人の懲戒制度

英国においては、「行政的処分」 (administrative action) を行う制度がある。国防省の文書「軽微な行政的処分」 (Minor Administrative Action, JSP 833) に詳細が記されている³⁰。「行政的処分」は、軍人の職業上の又は個人的な行動・能力における欠陥を矯正する目的で科されるものと位置付けられている。

「行政的処分」には、「軽微な行政的処分」 (minor administrative action) と「重大な行政的処分」 (major administrative action) の 2 つがある。ただし、後者の実施は各軍種に委ねることとされており³¹、上記文書には、「軽微な行政的処分」に関してのみ記されている。

「軽微な行政的処分」については、中佐以下の軍人による勤務中と勤務外の双方の行動が対象となる³²。業務加重等の軽微な処分を科することができる³³。

処分の決定後は、再審査官によって自動的に再審査される。再審査後、再審査官は処分の対象者に対して不服の有無を確認し、不服がある場合、処分の対象者は、正式な再審査 (formal review) を要求することができる³⁴。

²⁸ 行政機関である法務総裁庁 (Attorney General's Office) の長。

²⁹ イングランド及びウェールズの高等法院で、民事訴訟における第一審の裁判所。

³⁰ Ministry of Defence, *Minor Administrative Action*, Joint Service Publication (JSP) 833, Issue 1.0, October 2008. UK Government Web Archive Website <<https://webarchive.nationalarchives.gov.uk/20110414101130/http://www.mod.uk/NR/rdonlyres/0CFB5106-08D1-43EF-8EFF-D4A6F3221379/0/jsp833.pdf>>

³¹ *ibid.*, pp.1-1, 3-1. 各軍種に実施を委ねる理由は、軍種によって職歴管理の要件が異なるためと説明されている。

³² *ibid.*, p.3-1.

³³ *ibid.*, pp.3-5-3-7.

³⁴ *ibid.*, pp.3-3-3-5.

Ⅲ フランスの軍事司法制度

1 根拠法

フランスの軍事司法制度は、軍事司法法典 (Code de justice militaire) に原則が定められており、平時 (temps de paix) と戦時 (temps de guerre) で異なる裁判手続をとる。

平時には、軍人等を対象とする裁判は、一般の人を対象とする裁判と同様に、刑事訴訟法典 (Code de procédure pénale) の規定に基づいて一般の裁判所で審理される。このうち、国内における勤務中の犯罪や国外における犯罪の第一審は、一般の裁判所の一種である大審裁判所 (tribunal de grande instance)³⁵に設置されている軍事専門普通法法廷 (juridiction de droit commun spécialisée en matière militaire: JDCS) で審理され、刑事訴訟法典に JDCS における審理の手続に関する特別規定が定められている³⁶。

戦時には、特別裁判所として国内に本国軍事裁判所 (tribunal territorial des forces armées. 軍事司法法典 L 第 112-1 条) 及び軍事高等裁判所 (Haut Tribunal des forces armées. 同 L 第 112-3 条)、国外でフランス軍が駐留又は行動している地域に軍裁判所 (tribunal militaire aux armées. 同 L 第 112-27 条) 及び憲兵裁判所 (tribunal prévôtal. 同 L 第 421-1 条) が設置されるが、軍事司法法典の戦時に関する規定の適用は、フランス共和国憲法第 35 条の規定により議会の承認を得た戦争の宣言を要件とする³⁷。なお、フランスでは平和維持活動等は平時の任務であり、その遂行中に軍人が犯した犯罪は、軍の特別裁判所ではなく、大審裁判所の JDCS が審理する。

本章では、戦時に設置される軍の特別裁判所の審理の対象となる者及び犯罪、並びに審理の手続及び組織については説明を省略し、平時に JDCS が管轄する軍人等を審理の対象とする裁判の手続について述べる。

2 審理の対象となる者及び犯罪

平時に JDCS の審理の対象となる犯罪は、軍事司法法典に規定する軍務に係る犯罪及び刑法典 (Code pénal) 等の法律に規定される一般刑法上の犯罪である。軍事司法法典に規定する軍務に係る犯罪には、脱走、自傷行為等の軍務を忌避しようとする罪 (L 第 321-1 条～L 第 321-24 条)、略奪、破壊等の名誉と義務に対する罪 (L 第 322-1 条～L 第 322-18 条)、反抗、上官侮辱等の規律に対する罪 (L 第 323-1 条～L 第 323-23 条) 及び命令違反 (L 第 324-1 条～L 第 324-11 条) がある。

JDCS の管轄権は、①犯罪の行われた場所がフランスの国内であるか国外であるか、②犯罪を行った者が誰か、③犯罪の行われた時間が勤務中であるか勤務外であるか、及び④犯罪に対

³⁵ 民事訴訟及び刑事訴訟において第一審の審理を行う裁判所の一種。中村義孝「フランスの裁判制度 (2・完)」『立命館法学』336号, 2011, p.37. <<http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/law/lex/11-2/nakamura.pdf>> なお、2020年1月1日に、大審裁判所は同じく第一審の審理を行う裁判所の一種である小審裁判所 (tribunal d'instance) と統合され、司法裁判所 (tribunal judiciaire) に改組されることが予定されている。

³⁶ Jean-Luc Gadaud et Didier Bavart, *Le traitement des affaires pénales militaires en temps de paix*, Paris: L'Harmattan, 2017, pp.13-15.

³⁷ Claire Saas, "Les tribunaux militaires en France," Elisabeth Lambert Abdelgawad et al., *Juridictions militaires et tribunaux d'exception en mutation: perspectives comparées et internationales*, Paris: Éditions des archives contemporaines, 2007, p.321. ただし、大臣会議の決定により戒厳 (état de siège) 又は非常事態 (état d'urgence) が宣言されたときは、大臣会議のデクレ (行政命令) に基づいて本国軍事裁判所を設置することができる (刑事訴訟法典第 700 条)。

して法律で定められた刑罰の重さが終身若しくは 10 年以上の懲役若しくは禁固に相当する重罪 (crime)、10 年以内の拘禁等に相当する軽罪 (délit)、又は 3,000 ユーロ未満の罰金に相当する違警罪 (contravention)³⁸のいずれに当たるか、によって行使される範囲が区分される。

JDCS は、犯罪が行われた場所が国内の場合は、軍人が勤務中に犯した重罪及び軽罪を審理し (刑事訴訟法典第 697-1 条)、軍人が勤務中に犯した違警罪及び勤務外で犯した全ての犯罪は審理しない。犯罪が行われた場所が国外の場合は、フランス軍の構成員 (軍人、軍の職員、同行する家族、軍用機及び艦船の乗組員、軍の管理下で業務に従事している者等) が犯した全ての犯罪を審理する (軍事司法法典 L 第 121-1 条及び刑事訴訟法典第 697-4 条)。

また、JDCS はフランス軍の構成員以外の者が正犯又は共犯として犯した脱走の扇動や脱走者の隠匿等の軍務に係る犯罪も審理する (軍事司法法典 L 第 123-1 条)³⁹。

3 審理の手続及び組織

JDCS の審理の手続は、基本的に刑事訴訟法典の手続によるが (刑事訴訟法典第 698 条)、大審裁判所検事正 (procureur de la République) は起訴に先立って国防大臣の意見を聴取しなければならない等、軍の任務の特殊性を踏まえた特別規定が設けられている (同第 698-1 条～第 698-9 条)⁴⁰。

JDCS の管轄区は司法大臣と国防大臣のデクレ (行政命令) で指定され、JDCS が設置される大審裁判所では、裁判官会議 (assemblée générale) の意見に基づき、司法官団に属する文民の裁判官が JDCS 担当に指名される (同第 697 条)⁴¹。また、国防大臣によって任命される軍人の身分である軍事書記官 (greffier militaire) が JDCS に置かれ、裁判官を補助する⁴²。

4 上訴

JDCS が第一審として下した判決に不服がある場合、被告は、刑事訴訟法典の手続により、控訴院 (cour d'appel) に控訴することが可能である。控訴院が終審として下した判決における法解釈に不服がある場合は、破棄院 (Cour de cassation)⁴³に破棄を申し立てることができる。

5 軍人の懲戒制度

フランスにおいては、軍事司法制度とは別に、軍人に対して懲戒による処分を行う制度がある。国防大臣又は懲戒の権限を与えられた当局者は、軍人の過失又は違反に対し、懲戒処分

³⁸ フランスの刑事司法制度では、犯罪に対して法律で定められた刑罰の重さが重罪、軽罪、違警罪のいずれに分類されているかによって、第一審の審理を行う裁判所が異なる。中村 前掲注(35), p.28.

³⁹ Gadaud et Bavart, *op.cit.*(36), pp.50-55. JDCS の管轄権は本文中の犯罪を行った者のほか、犯罪が行われた場所が国外の場合に、フランス軍又はその施設若しくは物品に対して行われたフランスの一般刑法に服する犯罪の正犯及び共犯、並びに JDCS の管轄権に服する犯罪の共同正犯及び共犯に対しても及ぶ (軍事司法法典 L 第 121-7 条及び L 第 121-8 条)。

⁴⁰ *ibid.*, pp.49-50.

⁴¹ *ibid.*, pp.31-36. なお、犯罪が行われた場所が国外の場合には、パリ大審裁判所の JDCS が審理する (刑事訴訟法典第 697-4 条)。

⁴² *ibid.*, pp.36-39. 軍事書記官の設置根拠は、「軍事司法の勤務に就く書記士官及び書記下士官の特別な地位に関する 2008 年 9 月 12 日のデクレ第 2008-930 号」 (Décret n° 2008-930 du 12 septembre 2008 portant statuts particuliers des corps d'officiers greffiers et de commis greffiers du service de la justice militaire) である。

⁴³ フランスの最高司法機関。破棄院は控訴院や第一審の裁判所が終審として下した判決に対する破棄申立てについて裁判し、事実審の第三審は行わない。中村 前掲注(35), pp.63-74.

(*sanction disciplinaire*) 及び資格処分 (*sanction professionnelle*) を科することができる (国防法典 (*Code de la défense*) L 第 4137-1 条)。

懲戒処分は、第 1 (注意 (*avertissement*)、戒告 (*blâme*)、禁足 (*arrêts*) 等)、第 2 (停職、降格、進級停止等)、第 3 (免職等) の 3 つのグループに区分される (同 L 第 4137-2 条)。

資格処分は、航空機操縦等の国防大臣認定の専門的業務の資格を有する軍人に科することができる処分、専門的業務に従事することを制限するものである (同 R 第 4137-114 条)。

国防大臣又は懲戒の権限を与えられた当局者は、第 2 及び第 3 グループの懲戒処分並びに資格処分に当たって、処分の対象者と同じ部隊の同階級の者及び上官によって構成される委員会に意見を聞いた上で処分を決定する (同 L 第 4137-3 条及び L 第 4137-4 条)。

懲戒処分及び資格処分の決定に対して不服がある場合、処分の対象者は、不服の申立てを行うことができる (同 R 第 4137-134 条)⁴⁴。

IV ドイツの軍事司法制度

1 根拠法

ドイツでは、軍刑法 (*Wehrstrafgesetz: WStG*) において軍務に係る犯罪が定められ、審理の対象となる犯罪と刑罰に関する規定が置かれている。軍事裁判所に当たるものはこれまで設置されておらず、軍刑法に定める犯罪は一般の裁判所が審理している⁴⁵。

軍事裁判所に当たるものについて、ドイツ連邦共和国基本法 (憲法) 上に、軍人の刑事犯罪を審理するための軍刑事裁判所 (*Wehrstrafgerichte*) を設置できる旨の規定があるが (ドイツ連邦共和国基本法第 96 条(2))⁴⁶、設置の根拠となる連邦法律はこれまで制定されていない。なお、憲法上、軍刑事裁判所は、防衛上の緊急事態においてのみ、又は、ドイツ国外に派遣されるか若しくは軍艦に乗船している軍人等に対してのみ、設置し得る (同第 96 条(2))⁴⁷。

2 審理の対象となる者及び犯罪

軍刑法に服する者は、主に現役の軍人である。文民に関しては、軍の上官として行動する場合 (国防大臣が軍への命令権を行使する場合等)、又は、軍務に係る犯罪に加わった場合に、軍刑法が適用され得る (*WStG* 第 1 条)。

審理の対象となる犯罪としては、無断欠勤 (同第 15 条)、職務放棄 (同第 16 条)、不服従 (同第 19 条) 等の軍務に係る犯罪のみが規定されている。軍刑法に定める犯罪が国外で行われ

⁴⁴ Law Library of Congress, Global Legal Research Center, "France: Military Justice System," July 2013, pp.6-7. <http://www.loc.gov/law/help/militaryjustice/2013-009589_FR_Final.pdf>

⁴⁵ Georg Nolte, ed., *European Military Law Systems*, Berlin: De Gruyter Recht, 2003, p.416; 山田晟『ドイツ法律用語辞典 改訂増補版』大学書林, 2016, p.725.

⁴⁶ ドイツ連邦共和国基本法において、次のとおり規定されている (初宿正典・辻村みよ子編『新解説世界憲法集 第 4 版』三省堂, 2017, pp.208-211.)。

第 96 条(2) 連邦は、軍隊に対する軍刑事裁判所を連邦裁判所として設置することができる。軍刑事裁判所は、防衛上の緊急事態においてのみ、および、外国に派遣されまたは軍艦に乗船させられている軍隊の所属者に関してのみ、その刑事裁判権を行使することができる。詳細は、連邦法律で規律する。これらの裁判所は、連邦法務大臣の職務領域に属する。これらの専任裁判官は、裁判官職に就く資格を有していなければならない。

⁴⁷ Nolte, ed., *op.cit.*(45)

た場合にも同法が適用される（同第 1a 条）。併せて、国外への派遣中に又は国外への派遣に関連して行われた犯罪⁴⁸に対しては、一般刑法が適用される（同第 1a 条）。

3 審理の手続

一般の裁判所において軍刑法に定める犯罪を審理する際の手続は、軍人等の処罰に関する軍刑法上の一定の特別規定を除き、刑事訴訟法（Strafprozeßordnung: StPO）等の手続による⁴⁹。

4 上訴

裁判所の決定に不服がある場合、被告は、刑事訴訟法等の手続により、上訴することができる。区裁判所、地方裁判所、高等裁判所を経て、最上級審は連邦通常裁判所⁵⁰となる。

5 軍人の懲戒制度

ドイツにおいては、軍事司法制度とは別に、軍人に対して懲戒による処分を行う制度がある。軍人懲戒法（Wehrdisziplinarordnung: WDO）には、刑罰、懲戒権限の所在、懲戒手続と執行、司法懲戒の手続などに関する規定が置かれている。

軍人懲戒法に服する者は、主として軍人であり、退役軍人も含む（WDO 第 1 条）。審理の対象となる行為については、軍人法（Soldatengesetz: SG）第 23 条に、軍人がその義務に違反する場合に軍務に係る違反となる、とするごく基本的な内容のみが規定されている。

軍人懲戒法に定める処分は、「単純懲戒措置」と「司法懲戒措置」の 2 つがある。軽い処分（戒告、懲罰過料、外出制限、懲罰拘禁など）の場合には上官の判断で処分を科すことができ（単純懲戒措置）、軍人の地位や職業に影響するような重い処分（降格、減給、免職など）の場合には部隊服務裁判所（Truppendienstgerichte）での審理を通じてのみ処分を科すことができる（司法懲戒措置）（WDO 第 15 条、第 22 条及び第 58 条）。

部隊服務裁判所は、通常、裁判長（Vorsitzender）となる 1 名の裁判官（Richter）と 2 名の「名誉職たる裁判官」（ehrenamtliche Richter）⁵¹によって構成される（同第 75 条）。「名誉職たる裁判官」には、現役軍人又は退役軍人が就く（同第 74 条）。審理の重要性から必要な場合等には、裁判長は、命令により裁判官を更に 2 名追加で任命することができる（同第 76 条）。

部隊服務裁判所の決定に不服がある場合、被告は、連邦行政裁判所⁵²の軍務部（Wehrdienstsenat）に上訴できる（同第 115 条）。連邦行政裁判所の軍務部は、3 名の裁判官及び 2 名の「名誉職たる裁判官」（現役軍人等）、又は、3 名の裁判官のみで構成される（同第 80 条）。

単純懲戒措置による処分については、その決定に不服がある場合、処分の対象者は、不服の申立てを行うことができる。懲戒権限を持つ 1 つ上位にある上官が不服申立てへの対応を決定

⁴⁸ ここで言う犯罪とは、軍務に係る犯罪以外の犯罪であると推定される。次の資料を参照。Permanent Mission of the Federal Republic of Germany to the United Nations, Note No. 351/2018, Verbalnote, pp.5-6. United Nations Website <https://www.un.org/en/ga/sixth/gov_comments/pdfs/criminal_accountability/2018/english/germany.pdf>

⁴⁹ Nolte, ed., *op.cit.*(45), pp.416-417. なお、特別国外派遣（besondere Auslandsverwendung）中の軍人による刑事訴訟法の適用地域外で行われた犯罪は、ドイツ南部バイエルン州のケンブテン市に所在する区裁判所（Amtsgericht）が審理する（刑事訴訟法第 11a 条）。区裁判所は、一定の民事事件及び軽微な民刑事事件の訴訟における第一審の裁判所である。

⁵⁰ 民事訴訟及び刑事訴訟における最上級審の裁判所である。

⁵¹ 名誉職として裁判官の職務を行う者であり、職業裁判官以外の裁判官を指す。山田 前掲注(45), p.174.

⁵² 行政訴訟における最上級審の裁判所である。

し、更にその決定に不服がある場合、処分の対象者は、部隊服務裁判所に不服の申立てを行うことができる（同第42条）。

おわりに

軍事司法制度は、本稿で対象とした4か国を比較すると一様でないことが分かる。

米国及び英国の軍事司法制度は、大枠において似た制度であり、国内で軍人等が行った軍務に係る犯罪以外の犯罪を対象とする裁判は一般の裁判所と軍が設置する裁判所が共に管轄権を行使し得る。しかし、米国では裁判官と陪審員の両者が軍人であるのに対して、英国では裁判官は文民である（略式審問を除く。）。

フランスでは、平時においては、軍人等を対象とする裁判は一般の裁判所が審理する。審理の手続に関しては、刑事訴訟法典に定める手続によるが、軍人等が任務中に犯した犯罪に係る裁判の特殊性に配慮して、国防大臣や軍人による一定の関与が規定されている。

ドイツでは、軍人等を対象とする裁判は一般の裁判所が担っており、審理の手続に関しては、刑事訴訟法等に定める手続によっている。

表 米英仏独の軍事司法制度の概要

	米国	英国	フランス	ドイツ
根拠法	統一軍事司法法典 (UCMJ)	2006 年軍隊法	軍事司法法典、刑事訴訟法典等	軍刑法、刑事訴訟法等
審理の対象者	軍人、軍に拘束されている捕虜、戦時に従軍している文民	軍人、一部の文民 (軍の航空機及び艦船の乗組員など)	平時には、国内における軍人、国外における軍の構成員 (軍人、軍の職員など)	軍人、一部の文民 (軍務に係る犯罪に加わった者など)
地理的な管轄範囲	国内外	国内外	国内外	国内外
審理の対象となる犯罪	軍務に係る犯罪、一般刑法上の犯罪と同様の犯罪 ^(注1)	軍務に係る犯罪、一般刑法上の犯罪と同様の犯罪 ^(注2)	軍務に係る犯罪、刑法典等に定める一般刑法上の犯罪	軍務に係る犯罪 ^(注3)
第一審の裁判所等	一般軍事裁判所、特別軍事裁判所、略式軍事裁判所	軍事裁判所、略式審問、軍務文民裁判所	平時には、一般の裁判所 (国内で勤務中の軍人及び国外における軍の構成員の犯罪は、一般の裁判所の一種である大審裁判所の軍事専門普通法法廷 (JDCS)) ^(注4)	一般の裁判所
第一審の審理の手続	UCMJ に定める手続による	2006 年軍隊法に定める手続による	平時には、刑事訴訟法典に定める手続による (JDCS の特別規定あり)	刑事訴訟法等に定める手続による
上訴	刑事上訴裁判所、軍上訴裁判所を経て、最上級審は連邦最高裁判所となる	軍事裁判所については、軍事裁判上訴裁判所を経て、最上級審は最高裁判所となる	控訴院に控訴でき、控訴院が終審として下した判決の法解釈に不服がある場合は、破棄院に破棄を申立てできる	区裁判所、地方裁判所、高等裁判所を経て、最上級審は連邦通常裁判所となる

(注1) UCMJ で別途定められている。一般刑法上の犯罪と同様の犯罪が国内で行われた場合は、軍事裁判所と一般の裁判所が共に管轄権を行使し得る。

(注2) 一般刑法上の犯罪は、2006 年軍隊法により「犯罪行為」として定められている。一般刑法上の犯罪と同様の犯罪が国内で行われた場合は、軍事裁判所等と一般の裁判所が共に管轄権を行使し得る。謀殺や強姦といった一般刑法上の特定の犯罪については、通常は一般の裁判所が審理する。

(注3) 軍刑法は、国外への派遣中に、又は国外への派遣に関連して行われた犯罪に対して一般刑法が適用されると規定している。ここで言う犯罪とは、軍務に係る犯罪以外の犯罪であると推定される。

(注4) 戦時には特別裁判所である本国軍事裁判所等が設置される。

(出典) 各国の法律及び関連する解説資料に基づき筆者作成。